

聞き耳憲法

5

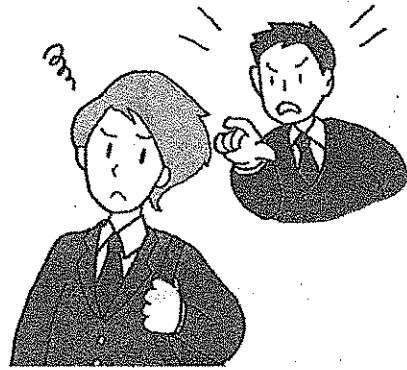
憲法がいう「個人の自由」は無制限？ 知っているよう
 で知らない、憲法の考え方に
 ついて、福井弁護士会憲法委
 員会委員長の島田広弁護士の
 話に、耳を傾けてみた。

「学校の校則ですが、一昔
 前では「パーマ禁止」「男子
 は丸刈り」でした。ほかにも
 アルバイト禁止や運転免許
 取得がだめだったり。学校ご
 とに差はありますが、校則で
 個人の自由は縛れるのでしょ
 うか？
 パーマをかけるのは憲法第

13条の幸福追求権、アルバイ
 トは憲法第22条の職業選択の
 自由または第27条の勤労権に
 基づく人権といえますが、免
 許取得を人権に含めるかにつ
 いては、意見が分かれること
 です。

「人権を校則で制限できる
 か？」について、いろいろな
 裁判で争われてきました。裁
 判所は、学校の設置目的を違
 成するため必要な一定の範囲
 で制限を認め、多くの校則が
 憲法違反ではないと判断され
 ています。

校則と個人の自由



一定の範囲で制限も

もちろん、無制限に何でも
 校則で決められるというこ
 とではなく、学校の設置運
 上の必要性と、生徒の人権尊
 重の観点から、生徒の人権尊
 重の観点から、生徒の人権尊
 重の観点から、生徒の人権尊

や、生徒がルール作りに主体
 的にかかわる法教育の観点か
 ら、校則に生徒の意見を反映
 する動きがありますが、人権
 尊重の観点からも望ましいと
 思います。

「芸能人の親が生活保護
 を受けていた」でパッシング
 を受けたたり、受給者のパチン
 コが見張られたり。憲法の観
 点から生活保護はどうなって
 いますか？

憲法第25条は、「健康で文
 化的な最低限度の生活」をす
 る権利（生存権）を保障して

おり、生活保護はこの生存権
 に基づく権利です。
 近年、何かと生活保護に対
 する風当たりが強いようです
 が、弁護士の立場からすると、
 「生活保護さえ受けていれば
 罪を犯さずにすんだのに！」
 という人の刑事事件を担当
 し、悔しい思いをすることが
 多いのです。

日本では、低収入で生活保
 護基準を満たす人でも、実際
 に受給しているのはわずか2
 割。一方、「不正受給」は全
 体の件数のわずか1〜2%。
 憲法の目からみれば、国や自
 治体はもっと利用を増やす努
 力をすべきです。

賃金や年金をもらっていて
 も、収入が生活保護基準より低
 ければ、差額を受け取ること
 ができます。弁護士が生活保
 護申請をお手伝いすることも
 できます。（聞き手・斎辰則）
 〓おわり〓